

ちっちゃな摂津の でっかな暮らしの野望

3世代家族の住まいや暮らしにスマイルを提供する
摂津市3世代ファミリースマイルサポート制度

三世代ファミリー住まいるサポート制度

摂津市では、離れて暮らす親世帯と子世帯が新たに同居や近居するために必要な費用の一部を助成しています。

転居補助金

費用全額の

5 万円まで

同居や近居のための転入・転居費用

住宅リフォーム補助金

費用5割の

25 万円まで

住宅の増改築やリフォーム費用

住宅取得補助金

費用1割の

40 万円まで

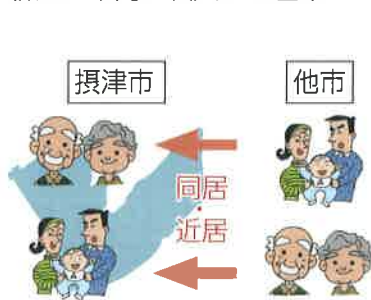
住宅の新築・購入費用

※制度の重複利用不可

問合せ 建築課 06 (6383) 1407 へ

対象者

▽市外に居住している親等や子世帯が、市内に居住している親等や子世帯と同居・近居のため、新たに市内に転入する世帯



▽市内で既に親等と子世帯が近居しているが、新たに市内で同居する世帯



▽市外に居住している親等と子世帯が、同居・近居のため、新たに市内に転入する世帯
※転居補助金対象外



※子世帯…▽子育て世帯：中学生修了までの子どもがいる世帯（出産予定も可）

▽若年夫婦世帯：いずれもが45歳未満の夫婦世帯

※親等…子世帯の世帯主の父母または配偶者の父母※祖父母も可

要件

住宅

子・親等が令和元年7月1日以降に、契約締結を行った住宅であること。以下の項目で確認します。

▽住宅取得補助金

工事請負契約・売買契約、所有権保存登記・所有権移転登記

▽住宅リフォーム補助金

リフォーム工事契約、所有権保存登記・所有権移転登記

▽転居補助金

引越費用の領収書・住宅の賃貸借契約書など

世帯

親等、子世帯ともに、現に生活保護を受けておらず、市税の滞納がないこと。



手続きの流れ

①事前相談・申請

建築課窓口へ事前相談のうえ申請書（同課または市ホームページで取得可）・必要書類をそろえ申請（郵送不可）。

②審査

書類審査で要件に適合しているか審査。
また、内容により追加資料の提出や現地調査などを行う場合があります。

③交付決定

審査終了後、通知します。

④請求

請求書（同課または市ホームページで取得可）に、記入・押印のうえ同課に提出してください。

⑤補助金交付

請求書記載の口座へ補助金を振り込みます。

※申請は登記や転入日などから1年以内に行う必要があります。



詳細はこちら
(摂津市建設部建築課 HP)